

箕面市議会交際費の支出及び公表に関する基準

1 趣旨

この基準は、市議会として対外的に交際するために必要な経費（以下「議会交際費」という。）の適正な支出を確保するとともに、透明性の向上を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定める。

2 議会交際費の支出

議会交際費の支出は、その相手方及び内容が適当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において行い、必要最小限の支出に努める。

3 支出区分及び支出基準等

議会交際費は、次の各号に基づき支出する。（副議長として案内がある場合は、副議長分も含む）

支出区分	支出内容	支出基準
慶 祝	叙勲受章、壮行会、祝賀会等への出席に係る経費等	会費又は会費相当分 祝電は別表1のとおり
弔 事	葬儀等における香典、供花等に係る経費等	別表2のとおり
会 費	総会、新年互礼会等への出席に係る経費等	会費又は会費相当分
友好・協 力都市	友好・協力都市への訪問時及び友好・協力都市からの来訪時の手土産や記念品の経費等	社会通念上妥当と認められる 範囲内
賛 助	大会や行事への賛助に係る経費等	社会通念上妥当と認められる 範囲内
その他	上記以外のもので支出の目的に照らし合わせて特に議長が必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる 範囲内

4 公表に関する基準

(1) 議会交際費の執行状況について、箕面市情報公開条例（平成17年箕面市条例第2号）第7条第1号に掲げる個人に関する情報を除き、次に掲げる事項について公表する。

①支出区分

②支出年月日

③支出金額

④支出内容

(2) 議会交際費の執行状況の公表は、毎月、当月分を翌月末までに行う。

(3) 議会交際費の執行状況の公表は、市ホームページへの掲載により行う。

(4) 公表の期間は、支出のあった日の属する年度以降10年度を経過した年度までとする。

5 見直し

この基準は、議会交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

7 適用

この基準は、令和3年8月20日から実施し、同日以降に支出する議会交際費について適用する。

別表1 議長の慶事の祝電にかかる基準

項目	適用	金額等	祝電	備考
叙勲受章	受章者本人	—	○	本市に関わりのある受章者
結 婚	市議会議員本人	—	○	依頼がある場合祝電 招待を受けた場合祝金は議長個人対応
	市議会議員の子、兄弟姉妹	—	○	
	各行政委員会委員の子、兄弟姉妹	—	○	
	特別職の子、兄弟姉妹	—	○	
	議会事務局職員本人	—	○	
注1)各行政委員会委員＝教育委員、選挙管理委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、 固定資産税評価審査委員会委員、固定資産評価員、人権擁護委員、顧問弁護士				
注2)上記一覧表が基準であるが、その都度協議して決定する場合がある。				

別表2 議長の弔慰基準

区分	通知				弔電	供花	香典	弔辞	備考
	全議員	議長	副議長	庁内計報					
1 市議会議員本人	○	○	○	○	○	○	20,000	○	
2 " の親族	○	○	○	○	○	○			
3 有功者本人	○	○	○		○	○	10,000		
4 " の親族		○	○		○	○			
5 行政委員会の委員等本人	○	○	○		○	○			下記「1. 用語の定義」を参照
6 " の親族	○	○	○		○	○			
7 各種団体役員(委員)本人 (元役員含む)		○			○	☆			
8 " の親族		○			○	☆			
9 元行政委員会の委員等本人		○			○	☆			
10 " の親族		○			○	☆			
11 特別職本人	○	○	○		○	○	10,000	市長のみ20,000	
12 " の親族	○	○	○		○	○			
13 職員本人	○	○	○		○	○		下記「1. 用語の定義」を参照	
14 " の親族	△	○			○				
15 他市・町長本人(北摂6市3町)		○	○		○	○			北摂各市町と適宜調整
16 " の親族(")		○	○		○				
17 地元府議会議員本人	○	○	○		○	○	10,000		能勢町・豊能町と適宜調整
18 " の親族		○	○		○	○			
19 地元衆議院議員(北摂)の本人	○	○	○		○	○	10,000		茨木市、池田市、能勢町、豊能町と適宜調整
20 " (")の親族		○	○		○	○			
21 その他市関係者							その都度協議	下記「1. 用語の定義」を参照	

区分	通知			弔電・供花・香典
	全議員	議長	副議長	
22 他市正副議長本人(北摂6市)		○	○	北摂議長会慶弔内規+その都度協議
23 " の親族		○	○	"
24 " の配偶者の父母		○		"
25 他市正副議長本人(北摂6市以外の関係市)		○	○	その都度協議
26 " の親族(北摂6市以外の関係市)		○	○	"
27 他町正副議長本人(北摂3町)		○	○	その都度協議 豊中市・池田市と調整
28 " の親族(北摂3町)		○	○	"
29 " の配偶者の父母(北摂3町)		○		"
30 一部事務組合議会議員本人	■	○	○	その都度協議
31 " の親族	■	○		"
32 近畿競艇主催地議会協議会等会員及び元会員(含む局長)		○	○	その都度協議
33 " の親族		○	○	"
34 他市町村議員本人(関係市)		○	○	その都度協議
35 " の親族(関係市)		○		"
36 他市・町特別職本人(北摂6市3町)		○	○	北摂各市と調整
37 " の親族(")		○		"
38 他市議会事務局長本人(北摂6市)		○	○	北摂各市と調整
39 " の親族		○	○	"
40 他市議会事務局長本人(北摂6市以外の関係市)		○	○	その都度協議
41 " の親族(北摂6市以外の関係市)		○		"
42 他町事務局長本人(北摂3町)		○	○	その都度協議 豊中市・池田市と調整
43 " の親族(北摂3町)		○		"

1. 用語の定義について

- ・「親族」とは、配偶者、子、父母、同居する配偶者の父母を指す。ただし、必要な場合は本人及び配偶者の2親等内まで対象とすることができる。
- ・「行政委員会の委員等」とは、教育委員、選挙管理委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、固定資産評価員、人権擁護委員、顧問弁護士を指す。
- ・「各種団体」とは、箕面市内に事務所を有し、公益を目的とする団体又はそれに準ずる団体で特に議長が認めた団体を指す。
- ・「箕面市職員」には、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員のほか、任期付き職員、再任用職員も含む。
- ・「その他市関係者」とは、附属機関の委員、寄附者、著名人等のほか、本市と関わりのある団体または企業に所属する者等、本市行政に関わりのある者(各種団体役員(委員)を除く)を指す。

2. 基準表の運用について

- ・供花を送る場合であって、かつ櫛の設置が可能な式場である場合は、櫛を送ることができる。
- ・「☆」については、市と関わりが強い者である場合に「○」と読み替える。
- ・「通知」の「全議員」欄について、「○」は議会緊急メールで通知する。「△」は、庁内通知文が出された場合、同通知文を平日のみ議会専用メールで送付する。
- ・「■」については、組合議会議員に連絡する。
- ・市民には、上記のほか市民部窓口課を通じて弔慰文を渡す。
- ・上記一覧表が基準であるが、その都度協議して決定する場合がある。

3. 箕面市議会議員について

- ・箕面市議会議員、実父母、義父母逝去の場合は、国会議員、府議会議員、関係議会事務局などに連絡。